

## 第 4 生活困窮者福祉

生活保護法は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

昭和 25 年の現生活保護法施行以来、経済社会の変動に伴い年金や医療制度等各施策の充実から対象の変化はもちろん、国民の福祉向上のため保護基準及び運用面においても著しい変貌を呈しています。

また、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給等の支援を行うために、第二のセーフティネットと言われる生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月から施行されました。

### 1. 保護の種類

- |          |                       |
|----------|-----------------------|
| (1) 生活扶助 | 衣食その他日常生活に必要な費用       |
| (2) 住宅扶助 | 家賃や住宅の補修維持の費用         |
| (3) 教育扶助 | 義務教育に必要な費用            |
| (4) 医療扶助 | 病気の治療に必要な費用           |
| (5) 介護扶助 | 介護サービスを受けるために必要な費用    |
| (6) 出産扶助 | 出産のために必要な費用           |
| (7) 生業扶助 | 生業・技能習得及び高等学校就学に必要な費用 |
| (8) 葬祭扶助 | 葬祭を行う費用               |

### 2. 保護の動向

当市の生活保護の動向は、昭和 34 年市制発足当時 44.37% という極めて高い保護率で始まり、平成 12 年度の 13.55% まで減少を続け、その後は、平成 17 年の市町村合併の影響もあり増加傾向にありました。平成 24 年度には増加率が緩やかになり、平成 25 年度以降は被保護世帯人員が減少に転じたものの、保護率は 29~30% 台のほぼ横ばいで推移しています。

当市は、長引く景気の低迷が年々深刻さを増し、経済基盤が脆弱なためにそのあおりをもちに受け、誘致企業の撤退や中小企業の倒産が相次ぎ、有効求人倍率は県内でも下位に位置するといった状況で、核家族化・少子高齢化社会が到来し、1 世帯当たりの人員が減少していることや、中高年の就労や幼児を抱え制約のある母子世帯の就労の厳しさが続き、経済的互助が成り立ちにくくなっていることから、傷病・障害、精神疾患、高齢化などの他にも近年ではワーキングプアと呼ばれる問題で扶養義務の履行が困難になるなどの様々な要因により今後も生活保護に救済を求める方が後を絶たないものと思われます。

この様な社会情勢を踏まえ、平成 27 年 4 月に生活困窮者自立支援法が施行されたことから、当市においても相談員 2 名を配置し、生活保護に至る前の生活困窮者に対し、相談を通じての適切な就労支援など、自立の手助けを行っています。

#### (1) 被保護世帯・人員・保護率及び扶助別人員の推移（年度平均値）

年 度	被保護世帯数	被保護実人員	保護率 (%)	生活扶助人員	住宅扶助人員	教育扶助人員	介護扶助人員	医療扶助人員
平 26	1,301	1,726	29.37	1,590	1,131	78	400	1,398

年 度	被保護 世帯数	被保護 実人員	保護率 (%)	生活扶助 人 員	住宅扶助 人 員	教育扶助 人 員	介護扶助 人 員	医療扶助 人 員
平 27	1,317	1,713	29.62	1,590	1,130	83	406	1,390
平 28	1,329	1,716	29.68	1,574	1,137	78	403	1,383
平 29	1,341	1,713	30.11	1,568	1,156	74	411	1,379
平 30	1,335	1,697	30.55	1,541	1,142	63	420	1,369

(2) 労働力類型別被保護世帯数の推移 (年度平均値)

月平均 年 度	世帯数	世帯主が働いている世帯				世帯員が 働いてい る世帯	働いてい る者のい る世帯	働いてい る者のい ない世帯
		常 用 勤 労 者	日 雇 労 働 者	内 職 者	そ の 他 就 業 者			
平 26	1,301	70	8	7	18	27	130	1,171
平 27	1,317	93	6	11	7	24	141	1,176
平 28	1,329	99	11	11	11	24	156	1,172
平 29	1,341	83	6	4	3	24	119	1,222
平 30	1,335	73	6	5	3	21	108	1,227

※世帯数については、停止を除いています。

(3) 世帯類型別被保護世帯数の推移 (年度平均値)

年 度	世帯数	高 齢 者 世 帯				母 子 世 帯		傷 病 ・ 障 害 者 世 帯			
		単 身	2 人 以 上	計	構 成 比	実 数	構 成 比	単 身	2 人 以 上	計	構 成 比
平 26	1,301	599	70	669	51.4	66	5.1	294	92	386	29.6
平 27	1,318	648	69	717	54.4	62	4.7	278	83	361	27.4
平 28	1,329	675	68	743	55.9	62	4.7	276	73	349	26.2
平 29	1,341	686	65	751	56.0	59	4.4	277	68	345	25.7
平 30	1,335	704	69	773	56.0	54	4.4	261	68	329	25.8

年 度	小 計		そ の 他 の 世 帯			
	実 数	構 成 比	単 身	2 人 以 上	計	構 成 比
平 26	1,121	86.2	104	76	180	13.8
平 27	1,140	86.5	112	66	178	13.5
平 28	1,154	86.8	110	66	176	13.2
平 29	1,155	86.1	116	69	185	13.7
平 30	1,156	86.5	108	71	179	13.4

## (4) 生活保護費支出額の推移

(単位：千円)

年 度	保護費合計 金 額	生活扶助費 金 額	住宅扶助費 金 額	教育扶助費 金 額	介護扶助費 金 額	医 療 費 扶助費金額	その他の 扶助金額
平 26	2,305,669	933,500	213,339	11,233	77,773	999,961	69,863
平 27	2,313,873	881,364	216,388	11,915	85,917	1,044,356	73,933
平 28	2,353,254	896,101	229,324	12,328	86,047	1,053,191	76,260
平 29	2,376,410	881,492	242,260	11,402	85,490	1,074,998	80,768
平 30	2,350,244	848,607	242,171	8,492	86,012	1,076,447	88,515

## (5) 保護の申請・却下・開始・取下げ件数の推移

年 度	申請件数	却下件数	開始件数	廃止件数	取下げ件数
平 26	128	7	117	95	6
平 27	140	15	123	107	5
平 28	140	14	119	107	7
平 29	145	21	113	110	11
平 30	148	11	123	116	11

## 3. 生活困窮者支援の状況

## (1) 自立相談支援事業

市役所生活福祉課内に「自立相談支援窓口」を設置し、失業して仕事が見つからず生活ができないなど、様々な生活困難な課題を抱えている方からの相談に応じ、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、個々人の状態にあった必要なサービスの提供につなげています。

また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援等を行っています。

## ○相談件数等

年 度	新規相談 受付件数	性別人数		年代別人員						支援実施 延べ回数(※)
		男	女	10代	20代	30代	40代	50代	60代～	
27年度	15	11	4		1	1	3	9	1	43
28年度	29	22	7	1	7	4	9	7	1	137
29年度	31	19	12		4	6	4	11	6	124
30年度	30	17	13		5	6	5	6	8	229

※面談、訪問・同行支援、電話相談・連絡、他機関との協議等を行った回数。

## ○相談内容

年 度	収入・ 生活費	求職・就職	債務等	家族問題	健康問題	住居	介護	その他
27年度	8	4		2				1
28年度	13	12		1				3
29年度	16	8	3	3				1
30年度	17	5	1		1			6

## (2) 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就労に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給し、生活の土台となる住居を整えた上で、就労に向けた支援を行っています。

一定の収入・資産等に関する要件を満たしている方を対象とし、むつ市が支給決定をします。

### ○支給状況

年度	申請件数	支給決定件数
27年度	0	0
28年度	0	0
29年度	0	0
30年度	0	0